

# 福岡県公報

平成23年1月5日  
第 3 2 0 3 号

## 目 次

### 告 示 (第1号 - 第17号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事 前届出	(漁業管理課)	.....	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	.....	2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	3
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....	3
青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	.....	4
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	6

### 公 告

福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催

普通肥料の検査の結果	(企画交通課)	.....	7
種畜証明書の交付	(農林水産物安全課)	.....	7
選挙管理委員会	(畜産課)	.....	7
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権 を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	.....	8
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を 有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万 に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	.....	8
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す る者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	.....	8
海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選 挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	.....	9
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	10
労働委員会			
福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者	(労働委員会事務局調整課)	.....	12
海区漁業調整委員会			
関門海域におけるマダコの採捕制限について	(漁業管理課)	.....	13
筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について	(漁業管理課)	.....	13
関門海域におけるマダコの採捕制限について	(漁業管理課)	.....	13

## 告 示

福岡県告示第1号  
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平

成23年1月5日から同年1月19日までの間縦覧に供する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
北九州市若松区東小石町14番9号 北九州市若松区久岐の浜5番6-303号 北九州市若松区花野路三丁目1番13号	梶原 康弘 上野キミエ 上野 光弘	脇之浦	北九州市漁業協同組合
大川市大字新田1002-2, 1003-2, 1004-1 大川市大字九網147番地11 大川市大字新田1104-4	古賀 峯吉 小柳 政彦 原 達生	上新田	上新田漁業協同組合

福岡県告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園事業9・6・1号筑後広域公園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所 柳川市三橋町今古賀8番1号

福岡県八女県土整備事務所 八女市本村字深町25番地

4 事業地の部分

(1) 収用の部分

平成20年9月18日九州地方整備局告示第114号の事業地に、みやま市瀬高町本郷字榎町及び字切目を加える。

(2) 使用の部分

変更なし。

5 事業施行期間

自 平成8年2月29日

至 平成27年3月31日

福岡県告示第3号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大字上大利398番18、481番6、481番32、481番33及び1567番3並びに大字白木原317番7、405番1、405番4、407番1及び635番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前3丁目22番8号

PFI大野城宿舎株式会社

代表取締役 高橋 秀樹

福岡県告示第4号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
諫山土地改良区	平成22年12月16日

## 福岡県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
筑紫支26	筑紫野市地域包括支援センターちくしの荘	筑紫野市大字原田462	22・8・1	予支援
大野介薬63	中央薬局つつい店	大野城市筒井1丁目2-1 (合原ビル1F)	22・10・12	居管・予居管
田川介薬48	なの花薬局	田川郡福智町金田1858-12	22・11・1	居管・予居管
飯居270	ヘルパーステーションひだまり	飯塚市鯉田1140-2	22・11・1	訪介・予訪介
八女居80	三洋ケアサービス	八女市馬場745-3	22・12・1	訪介・予訪介
大川居36	グループホームいこいの家	大川市大字道海島660-1	22・12・1	認共・予認共
大川居37	グループホームいこいの家鐘ヶ江	大川市大字鐘ヶ江249-1	22・12・1	認共・予認共
行支34	ケアプランセンターあ・うん	行橋市行事5丁目8-6	22・12・1	居支
小居34	けあらーず三国が丘指定訪問介護事業所	小郡市三国が丘6丁目10 (ライフステージ三国が丘)	22・10・1	訪介・予訪介

宰居49	早稲田イーライフ太宰府	太宰府市大佐野6丁目2-10	22・11・1	通介・予通介
宰支19	ケアプランセンターふぁみりい太宰府	太宰府市五条2丁目19-5 (オリンピック五条105)	22・12・1	居支
宰居50	ケアステーションふぁみりい太宰府	太宰府市五条2丁目19-5 (オリンピック五条105)	22・12・1	訪介・予訪介
粕支24	原外科医院ケアプランセンター	糟屋郡新宮町下府1丁目2-28	22・12・1	居支
福津居37	茶話本舗デイサービス津屋崎	福津市津屋崎3丁目19-11	22・12・1	通介
宗遠居11	介護24あじさい	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘1-1-102	22・10・1	訪介・予訪介
み居46	ヘルパーサービス恩愛	みやま市山川町甲田2222-2	22・12・1	訪介・予訪介
田川居258	ヘルパーステーションはな	田川郡福智町弁城3081-1	22・11・1	訪介・予訪介
京居37	ヘルパーステーションなごみ	京都郡みやこ町犀川花熊967	22・11・1	訪介・予訪介
み居45	小規模多機能ホームねむの里	みやま市瀬高町太神1123-1	22・8・1	小居・予小居
田川居259	小規模多機能型居宅介護ライフ	田川郡川崎町大字田原188-6	22・12・1	小居・予小居

## 福岡県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大支52	医療法人静光園白川病院	白川病院ケアプランサービス	大牟田市上白川町1丁目146	22・12・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直居81	アップルハート筑豊訪問入浴センター	直方市大字頓野1338-9中川ビル2F	直方市大字上頓野2123-1(有田ビル2F)	22・12・1
大野支10	愛ケアプランサービス	大野城市大城3丁目2-1	大野城市川久保3丁目3-23	21・9・5
大野居28	愛ケアプランサービス	大野城市大城3丁目2-1	大野城市川久保3丁目3-23	21・9・5

## 福岡県告示第7号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15277-01	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント1月号	雑誌05267-1	株式会社竹書房	
	3	別冊実話時代Vol.10	雑誌15278-01	株式会社メディアボーイ	

## 福岡県告示第8号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第9号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市山田字丸尾1484の9から1484の13まで、字田ノ口1488の3、1488の10、1489の5、1489の6、1492の3、1492の4、字小鹿倉1507の2から1507の6まで
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 福岡県告示第10号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字草木字番瀬区175番2から175番7まで、178番1から178番8まで及び179番2並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市笹原町一丁目59番地7

西日本不動産

西田 知子

福岡県告示第11号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年11月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人AED・CPR講習会本部

(2) 代表者の氏名

服部 茂幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目9番8号KMM南館308号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、応急手当に関する啓発事業、AEDの使用法

及び心配蘇生法の正しい知識と技術の普及に関する事業及び指導力のある応急手当普及員の育成等に関する事業を行い、日本における救急救命率の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第12号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 オーバーカム

(2) 代表者の氏名

藤嶋 勢津子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4170番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	中 川 北 野 線	前	久留米市北野町陣屋401番1先から 久留米市北野町中21番先まで	7.5 ~ 16.0	986.0
			後	久留米市北野町陣屋401番1先から 久留米市北野町中21番1先まで	8.0 ~ 16.0	

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	中 川 北 野 線	久留米市北野町陣屋401番1先から 久留米市北野町陣屋520番1先まで

福岡県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	殖 入 甘 木 地 線	前	朝倉市中島田1133番2先から 朝倉市中島田1132番先まで	6.7 ~ 6.7	123.0
			後	同上	13.2 ~ 13.2	

福岡県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	殖 入 甘 木 地 線	朝倉市中島田1133番2先から 朝倉市中島田1132番先まで

福岡県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	水 芦 巻 屋 線	前	遠賀郡芦屋町大字江川台12番240先から 遠賀郡芦屋町大字山鹿12番279先まで	24.8 ~ 29.0	184.1
			後	同上	25.4 ~ 39.4	184.1

公 告

公告

平成22年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（ダム事業の検証に係る検討）第1回審議が次のように公開されるので、公告する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 日時

平成23年1月14日午後1時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号  
福岡県吉塚合同庁舎 特3会議室

3 予定議案

- (1)ダム事業 那珂川総合開発事業（五ヶ山ダム）について
- (2)ダム事業 祓川総合開発事業（伊良原ダム）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県県土整備部企画交通課企画係（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

平成22年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
肉骨粉	株式会社上嶋商店	肉骨粉515号	主成分 - TN, TP				

- 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN - 窒素全量、TP - リン酸全量
- 4 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があっ

たので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 豚 (大ヨークシャー種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平22福岡県1第1号	フクオカヨーク 2004 - 156	平成17年3月10日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 福岡県農業総合試験場

2 豚 (デュロック種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平22福岡県1第2号	ハカタ スペシャル レッド デー 2007 - 40	平成19年7月7日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 福岡県農業総合試験場

3 肉用牛 (黒毛和種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平22福岡県1第3号	勝安秀	平成18年12月24日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 博之
平22福岡県1第4号	糸秀 165の9	平成17年2月14日	福岡県	2級	その他	久留米市 ㈱新栄ファーム
平22福岡県1第5号	天宝	平成15年6月21日	福岡県	2級	個人有	久留米市 倉重 文孝
平22福岡県1第6号	安茂重2	平成18年4月20日	宮崎県	2級	個人有	久留米市 倉重 文孝
平22福岡県1第7号	茂姫波	平成16年10月24日	福岡県	2級	個人有	小郡市 池田 元幸

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成22年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

82,238

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成22年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

751,981

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年1月5日



## 福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,014
北九州市小倉北区	49,764
北九州市小倉南区	57,733
北九州市若松区	23,656
北九州市八幡東区	20,448
北九州市八幡西区	69,920
北九州市戸畑区	17,106
福岡市東区	74,871
福岡市博多区	55,242
福岡市中央区	46,876
福岡市南区	66,291
福岡市城南区	32,848
福岡市早良区	55,827
福岡市西区	50,184
大牟田市・三池郡	39,064
久留米市	63,086
直方市	16,196
飯塚市	21,525
田川市	13,976
柳川市	10,627
甘木市	11,161
八女市	10,268
筑後市	12,956
大川市	10,531
行橋市	19,535
中間市	12,725

小郡市・三井郡	24,442
筑紫野市	26,735
春日市・筑紫郡	41,112
大野城市	25,027
宗像市	25,606
太宰府市	18,804
前原市・糸島郡	26,942
古賀市	15,518
糟屋郡	56,508
宗像郡	15,662
遠賀郡	26,758
鞍手郡	15,992
嘉穂郡・山田市	30,874
朝倉郡	13,420
浮羽郡	14,404
三潁郡	11,843
八女郡	14,377
山門郡	16,869
田川郡	24,294
京都郡	15,567
築上郡・豊前市	17,460

## 福岡県選挙管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	366
筑前海区	1,234
福岡県有明海区	977

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年1月5日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年4月11日（月）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年4月7日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成23年4月8日（金）		

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

- (1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 雑踏警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 雑踏警備業務 2 級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 受付期間

## ア 雑踏警備業務 1 級

平成23年3月15日（火）から同年3月17日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## イ 雑踏警備業務 2 級

平成23年3月14日（月）から同年3月16日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 必要書類

## ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当

該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

## イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

## (3) 検定手数料

ア 雑踏警備業務 1 級 13,000円

イ 雑踏警備業務 2 級 13,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を決める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

## 労働委員会

#### 公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成23年1月5日

福岡県労働委員会会長 野田 進

氏名	現職	備考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
植田 正男	弁護士	同上
大石 桂一	九州大学大学院経済学研究院准教授	同上
川嶋 四郎	同志社大学法学部教授	同上
後藤 裕	弁護士	同上
田中 里美	弁護士	同上
野田 進	九州大学大学院法学研究院教授	同上
浅山 卓司	UIゼンセン同盟福岡県支部支部長	現労働者委員
上田 静生	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
上野 茂伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会副事務局長	同上
品川 浩二	新日本製鐵八幡労働組合組合長	同上
高島 喜信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
藤吉 眞二	JAM九州・山口執行委員長	同上
山城 正一	NTT労働組合九州総支部執行委員長	同上
石村 一枝	株式会社石村萬盛堂専務取締役	現使用者委員
大石 昌彦	株式会社岩田屋三越人事部部長理事	同上
奥苑 一成	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所労働・購買部長	同上
見城 正浩	株式会社西鉄ブラザ代表取締役社長	同上
佐藤 啓司	福岡県経営者協会顧問	同上
鈴木 勝詔	株式会社安川電機社友	同上
福山 良二	株式会社ムーンスター人事部部長	同上
矢野 正彦	弁護士	前公益委員
大原 始	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	前労働者委員
隈上 勉	九州電力労働組合福岡支部執行委員長	同上
服部 誠太郎	福岡県福祉労働部長	
西村 栄造	福岡県福祉労働部労働局長	
高橋 俊博	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	

松 永 大四郎 福岡県労働委員会事務局長

## 海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第143号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成23年1月5日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 竹井 紀一

### 1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区洞海湾港防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点（D点）と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鐵株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

### 2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

### 3 指示期間

平成23年6月1日から平成24年5月31日。

筑前海区漁業調整委員会指示第144号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則

（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成23年1月5日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 竹井 紀一

### 1 指示の内容

浮きを使用した釣りの禁止

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

### 2 指示の有効期間

平成23年4月1日から平成26年9月20日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成23年1月5日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

### 1 指示の適用海域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところ設定した標識

(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

### 2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

平成23年6月1日から平成24年5月31日まで